

**平成30年度 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金
(再生可能エネルギー熱事業者支援事業)
よくある質問と回答**

No.	質問	回答
1	平成29年度事業との違いを教えてください。	<p>主な変更点は以下の2点です。</p> <p>①補助対象設備の要件 【太陽熱利用・地中熱利用】 建設単価の基準値以下であることが追加されました。</p> <p>②補助率 補助対象経費の合計額の2/3を補助する場合について「民間事業者が地方公共団体から指定・認定を受け、かつ先導的な事業」に加え、「地域内エコシステムの構築に向けた取組として、木質バイオマス熱利用又は木質バイオマス燃料製造を導入する事業」が追加されました。 ※詳しくは公募要領P23をご覧ください。</p>
2	3者見積や競争入札を行うにあたって、注意点はありますか。	<p>以下の点に留意して3者見積・競争入札を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募開始後に行うこと。(ただし、発注・契約・着工等の補助事業の開始は交付決定後に行うこと。) ・見積仕様書(見積図面)を作成し、書面による見積依頼(見積り依頼する仕様を明確にすること。)を行うこと。 ・3者見積・競争入札は、競争関係が成立する依頼先にて行うこと。 ・見積仕様書において、機種指定・発注先指定等は行わないこと。 ・3者見積・競争入札を行うことについて、稟議書や役員会議議事録等をもって内部で承認されたことがわかるようにすること。 ・3者見積を行う場合、見積依頼先の選定の承認に関して、稟議書・役員会議議事録等の書類に工事名称・3者見積の依頼先等を明記すること。 ・競争入札を行う場合、当該補助事業者の規程に基づいて実施すること。
3	今年度中は設計のみを行い、来年度に工事を行う事業は補助対象となりますか。	<p>平成31年1月31日までに補助事業の完了及び実績報告ができない事業は、原則として補助対象となりません。</p> <p>ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であることが確認できる事業について、原則最大4年まで認められる場合があります。</p> <p>申請を行う場合は、公募要領P12にある【補足②複数年度事業について】に記載の事項を留意して、申請を行ってください。</p>
4	補助事業の完了日の考え方を教えてください。	<p>以下の3点がすべて終了した時点で「補助事業の完了」となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置工事の完了 ・システムの試運転完了(検収完了) ・補助対象事業者における支出義務額(補助対象経費全額)を支出完了(精算を含む。) <p>なお、原則として設置工事及び検収完了後に支出完了してください。</p>
5	バイオマス熱利用又はバイオマス燃料製造の原料として、補助対象となるものは何でしょうか。	<p>すでに燃料として確立している薪や木炭等は対象外です。</p> <p>メタン発酵の場合は、食品製造工程で発生する廃水等が該当します。 メタン発酵以外の場合、原料として対象となるものは、木質チップや木質ペレット、植物油等が該当します。</p>
6	バイオマスコージェネレーション(熱電併給)設備の導入を検討しています。発電設備は今年度から補助対象外となっていますが、申請は可能でしょうか。	<p>熱利用設備に係る経費は本事業に申請を行い、発電設備に係る経費は、環境省の「平成30年度 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」に申請を行ってください。熱利用設備と発電設備は、必ず同じ時期に両方の補助金に申請を行い、発電設備部分の申請書一式を、併せてSIIIに提出してください。</p> <p>なお、共通利用設備に係る費用を補助対象経費としたい場合は、熱利用設備と発電設備の設備能力を比べ、熱利用設備の設備能力比率が高い場合は、熱利用設備に係る経費として本事業に申請を行ってください。</p>
7	民間事業者が所有するアパート等に熱利用設備を導入し、再生熱を住宅部分(専有部分)にて利用する場合は、申請できますか。	<p>個人等の住宅部分(専有部分)にて再生熱を利用するために熱利用設備を導入する場合は、補助対象外です。 アパート等の共用部分へ再生熱を供給する場合は、補助対象となります。</p>
8	申請書の送付方法を教えてください。	<p>申請書類は、配送事故に備え、配送状況が確認できる手段で郵送してください。 (直接の持ち込みは不可です。)</p> <p>郵送宛先には当団体の略称「SII」は使用しないでください。</p> <p>詳しくは、公募要領P25【4-1提出期限】、【4-2申請の流れ】をご確認ください。</p>